

2025年3月21日  
大東ガス株式会社

### 託送供給料金相当額について

当社の導管等の供給施設に関わる費用（託送料金相当額）は、当該施設を利用する全てのガス小売事業者（当社も含まれます。）が負担しており、お客さまがお支払いするガス料金に含まれております。

託送料金相当額の計算方法については、以下のとおりとなります。なお、詳細については、当社の「託送供給約款」をご確認ください。

#### （1）主に家庭用・小規模業務用のお客さま向け（2部料金）の場合

2部料金の算定方法は、需要場所で計量したガス使用量に応じて適用区分が決定され、適用区分における「定額基本料金」に「従量料金（従量料金単価×ガス使用量）」を加えた金額が託送料金相当額となります。

<料金表>

（税抜）

適用区分		定額基本料金 （円／件・月）	従量料金単価 （円／m <sup>3</sup> ）
料金表A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	534.36	79.72
料金表B	20 m <sup>3</sup> をこえ 80 m <sup>3</sup> まで	1,037.77	54.55
料金表C	80 m <sup>3</sup> をこえ 200 m <sup>3</sup> まで	1,291.27	51.38
料金表D	200 m <sup>3</sup> をこえ 500 m <sup>3</sup> まで	2,269.90	46.49
料金表E	500 m <sup>3</sup> をこえ 800 m <sup>3</sup> まで	4,414.92	42.20
料金表F	800 m <sup>3</sup> を こえるもの	9,134.83	36.30

※ 計算の後に消費税等相当額を加算いたします。

#### **【モデル計算例】 ガス使用量：29 m<sup>3</sup>／月 消費税率 10%の場合**

料金表Bの定額基本料金と従量料金単価を適用して算定いたします。

- ①定額基本料金（1,037.77円）＋【ガス使用量（29 m<sup>3</sup>）×従量料金単価（54.55円）】  
＝ 2,619円（小数点以下切捨て）
- ②税抜金額（2,619円）× 消費税率（0.10）  
＝ 261円（消費税等相当額）
- ③税抜金額（2,619円）＋ 消費税等相当額（261円）  
＝ **2,880円**（税込）

## (2) 主に業務用のお客さま向け(3部料金)の場合

ガス小売事業者(当社を含みます。)が、契約時に下記の3つの料金種別のうち1つを選択します。選択された料金種別の「定額基本料金」と「流量基本料金(流量基本料金単価×契約最大払出ガス量)」と「従量料金(従量料金単価×ガス使用量)」の合計額が託送料金相当額となります。

<料金表>

(税抜)

※ 計算の後に消費税等相当額を加算いたします。

適用	定額基本料金 (円/件・月)	流量基本料金 (円/月・m <sup>3</sup> )	従量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )
料金表G	20,000	690	7.94
料金表H	100,000	690	6.02
料金表I	200,000	690	5.42

※ 供給管の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として3.31円(税抜)が従量料金単価に加算されます。

**【モデル計算例】料金表G 契約最大払出ガス量50m<sup>3</sup>  
ガス使用量10,000m<sup>3</sup>/月(うち低圧導管利用分5,000m<sup>3</sup>/月)  
消費税率10%の場合**

(定額基本料金)

(流量基本料金)

(従量料金)

(低圧加算分)

$$\textcircled{1} 20,000 \text{円} + (690 \text{円} \times 50 \text{m}^3) + (7.94 \times 10,000 \text{m}^3) + (3.31 \text{円} \times 5,000 \text{m}^3) \\ = 150,450 \text{円 (小数点以下切捨て)}$$

$$\textcircled{2} \text{税抜金額 (150,450円)} \times \text{消費税率 (0.10)} \\ = 15,045 \text{円 (消費税等相当額)}$$

$$\textcircled{3} \text{税抜金額 (150,450円)} + \text{消費税等相当額 (15,045円)} \\ = \underline{165,495 \text{円}} \text{ (税込)}$$